

登録教習機関の登録事項の変更の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第77条第3項において準用する同法第47条の2の規定による同法第46条第4項第2号の事項の変更の届出があったので、同法第112条の2第2項第2号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和47年労働省令第44号)第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	一般社団法人西北労働基準協会
登録教習機関の住所	青森県五所川原市唐笠柳字藤巻495-3
変更前の代表者の職氏名	会長理事 尾崎 行雄
変更後の代表者の職氏名	会長理事 平山 敦士
変 更 年 月 日	令和8年5月14日
登 録 番 号	第100号、第101号、第103号、第117号

令和8年6月24日

青 森 労 働 局 長